

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考	参考情報
1	A201500077 平成27年4月6日(宮城県) 平成27年4月28日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、当該製品のチェーンが外れ、転倒し、顔を負傷した。	●当該事業者による被害者からの情報収集において、全治1ヶ月との情報を得て、重大製品事故の報告を消費者庁に行ったもの。しかしながら、その後、当該事業者が被害者から診断書を受領したところ、治療期間が30日未満であったことが判明した。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。		○使用場所 交差点、舗装路 ○現在、NITEで原因調査中。
2	A201500188 平成27年5月31日(大阪府) 平成27年6月19日	ヘアアイロン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、当該事業者が輸入した製品でないことが判明したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。		○使用場所 自宅内 ○現在、NITEで原因調査中。
3	A201500388 平成27年9月3日(大阪府) 平成27年9月11日	電気掃除機	(火災) 工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該事業者は、使用者から当該製品を使用中に発火した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、当該製品の排気フィルターが熱で溶融していたが、当該製品自体からの出火の痕跡はなく、周辺被害もないことから、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。		○使用場所 工場内 ○当該事業者の調査によれば、当該製品に吸い込まれた可燃性ガスが当該製品のモーターのスパークで着火したものと推定。 ○現在、NITEで原因調査中。